

平成30年度も実施

最大20万円

住宅リフォーム工事を補助します

住宅リフォーム事業補助制度を平成30年度も行います。4月から工事を開始できるように、3月中に申請の受け付けを開始します。ぜひ、ご検討ください。

昨年までの変更点

- 補助対象工事が25万円(消費税込み)以上で、補助率が対象工事の20%以内になりました。
- 交付申請書の様式が一部変わりました。

③補助金の交付申請をする時に市税を滞納していないこと。



補助対象者

- 補助金の交付を受けることができる人は、次の要件を全て満たしている人です。
 - ①市内に住民登録しており、登録された住所に現に居住していること。
 - ②個人の住宅、店舗などの併用住宅、マンションなどの集合住宅の所有者または所有者の2親等以内の親族で、申請する住宅に現に居住していること。

補助対象工事

補助対象となる工事費用が25万円(消費税込み)以上で、市内に本店がある法人または市内に住所がある個人事業主に発注して行われるリフォーム工事が対象で、交付決定後に着手し、平成30年度末までに工事と支払いを完了するものが対象です。

●補助対象工事(例)

土台・基礎の工事、屋根

●補助対象外工事(例)

カーテンやブラインドの設置、テレビ・エアコンなどの電化製品の取り替え、車庫・造園・フェンスなどの外構工事、設計費用や各種申請手数料など

補助金の額

補助対象経費の20%以内で、上限額は20万円です。

住宅リフォーム事業補助金交付申請の受け付け

- 受付期間(土・日曜日を除く)
 - [本 庁] 3月8日(木)～15日(木) 3階第1会議室
 - [各支所] 3月12日(月)～14日(水) 産業建設課
- 受付時間 午前9時～正午 午後1時～5時
- 必要なもの
 - 「申請書」「見積書」「工事前の写真」
 - 「工事内容がわかる図面など」「印鑑」



ぜひ、ご検討ください。

商工観光課商工振興室 美濃主事

※予算枠を超えた場合は「抽選」となります
 ※抽選となった場合は、過去に補助金の交付を受けていない住宅を優先します
 ※申請書類は商工観光課・各支所産業建設課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます

●問い合わせ 商工観光課商工振興室 ☎53-2111 (内線353・354)